

志布志市結婚新生活支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、経済的理由により結婚に踏み出せない若年層を支援し、婚姻に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図り、本市における少子化対策の強化に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）及び志布志市補助金等交付要綱（平成23年志布志市告示第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯等 令和6年1月1日から令和7年3月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯又は志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和6年志布志市告示第1号）第2条第1号に規定するパートナーシップをいう。
- (2) 夫婦等 新婚世帯等の夫婦等又はパートナーシップにある者
- (3) 婚姻等 新婚世帯等の婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯又は宣誓書を受理されたパートナーシップ
- (4) 住宅購入費用 補助対象期間の間に結婚を機に自ら居住するための住宅の取得に要した費用をいう。
- (5) 賃貸住宅費用 賃貸住宅を賃借する際に要した費用であって、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (6) 住宅リフォーム費用 婚姻等に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。
- (7) 引越費用 補助対象期間の間に婚姻等に伴う引っ越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる新婚世帯等は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する新婚世帯等
 - ア 婚姻等の日において、夫婦等共に満39歳以下であること。
 - イ 夫婦等の所得の額の合計額が500万円未満（奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦等の所得の額の合計額から年間返済額を控除した額が500万円未満）であること。
 - ウ 夫婦等共に購入した住宅又は賃貸住宅に現に居住し、その住所が住民

基本台帳に記録されていること。

エ 夫婦等共に市税等に滞納がないこと。

オ 夫婦等共に志布志市暴力団排除条例（平成24年志布志市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

カ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

キ 過去にこの要領に基づく補助を受けていないこと。

(2) 前項に該当する新婚世帯等として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、当該補助金の額が第5条第1項第1号に規定する補助上限額に達しなかった世帯

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、住宅購入費用、賃貸住宅費用及び住宅リフォーム費用並びに引越費用とする。

2 前項の賃貸住宅費用のうち、賃料及び共益費は6か月を上限とし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は賃料から控除するものとする。

3 第1項の住宅リフォーム費用のうち、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用又は住宅賃借費用及び引っ越し費用の実費額（その額が30万円を超える場合は、30万円とする。ただし、夫婦等が29歳以下で、その額が60万円を超える場合は、60万円とし、算定した結婚新生活支援事業補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

2 第3条第2号に規定する世帯の補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、前年度の補助上限額から前年度に当該世帯に交付した補助金額を控除した額を限度とする。

(補助対象世帯の資格認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯等の者は、あらかじめ、結婚新生活支援事業補助対象世帯資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助対象世帯の資格認定を受けなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻日を記載した戸籍謄本若しくはパートナーシップ宣誓書受領証

(2) 夫婦等の所得証明書（婚姻等に伴い夫婦等の双方又は一方が離職した場合は、当該離職した者の離職票又はこれに代わるものの写し及び当該離職した者に係る離職中である旨の誓約書）

- (3) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る）
 - (4) 夫婦等の住民票の写し
 - (5) 住宅の建築請負契約書の写し（認定申請時において、住宅建築中のため、当該住所に住民票を置くことができない場合に限る）
 - (6) 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第2号）
- 2 市長は、前項の規定による認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助対象世帯資格認定（申請却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項の規定による資格認定の決定を受けた者（以下「資格認定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る内容及びその支払いが確認できる書類
 - (2) 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し（住宅を購入した場合に限る。）
 - (3) 住宅の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
 - (4) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃貸借した場合に限る。）
 - (5) 住宅手当支給証明書（様式第5号）（給与所得者に限る。）
 - (6) 引越しに係る領収書等、対象事業費を支払ったことが分かる書類の写し（業者へ費用を支払った場合に限る。）
 - (7) 定住に関する誓約書（様式第6号）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 資格認定者のうち、令和7年3月末までに補助対象費が補助上限額に満たない者に限り、当該年度の翌年度において交付申請をすることができる。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を結婚新生活支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第7号）により、当該資格認定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。